

別表第2

障害の区分	身体障害者手帳の交付を受けている者		戦傷病者手帳の交付を受けている者	
	障害の級別		障害の程度又は傷病の程度	
	身体障害者本人運 転	生計同一者運 転	戦傷病者本人運 転	生計同一者運 転
視覚の障害	1級から3級までの各級及び4級の1	同左	特別項症から第4項症までの各級	同左
聴覚の障害	2級及び3級	同左	特別項症から第4項症までの各級	同左
平行機能障	3級	同左	特別項症から第4項症までの各級	同左
音声機能障 害	3級（喉頭摘出手術を受けた者に限る。）	同左	特別項症から第2項症までの各級 （喉頭摘出術を受けた者に限る。）	同左
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	同左	特別項症から第3項症までの各級	同左
下肢不自由	1級から6級までの各級	1級、2級及び3級の1	特別項症から第6項症までの各級及び第一款症から第3款症までの各級	特別項症から第3項症までの各級
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級	1級から3級までの各級	特別項症から第6項症までの各級及び第一款症から	特別項症から第4項症までの各級

				第3款症までの各款症	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢にのみ運動機能障害がある場合を除く。）	同左		
	移動機能	1級から6級までの各級	1級から3級（一下肢にのみ運動機能障害がある場合を除く。）		
心臓機能障害		1級及び3級	同左	特別項症から第3項症までの各項症	同左
じん臓機能障害		1級及び3級	同左	特別項症から第3項症までの各項症	同左
呼吸機能障害		1級及び3級	同左	特別項症から第3項症までの各項症	同左
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	同左	特別項症から第3項症までの各項症	同左
小腸機能障害		1級及び3級	同左	特別項症から第3項症までの各項症	同左
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級及び3級	同左		
肝臓機能障害		1級から3級までの各級	同左	特別項症から第3項症までの各項症	同左
備考1 複数の障害を有している場合は、「同一の障害区分」に属する障害のみを合算し、合算した等級が上記の等級（視覚障害者は3級以上、上肢は1級、下肢の生計同一者運転					

は2級以上) になる場合は免除の対象とする。

- 2 下肢6級以上を含み、かつ、異なる部位の障害等級の合算判定の結果、合算後等級が2級以上となる場合、生計同一者又は常時介護者による軽自動車の運転は減免対象とする。